

# 届出製造・修理・販売事業の変更届出に必要な書類等

(地位の承継関係)

令和6年3月

宮城県計量検定所

## 1 製造、修理又は販売事業の全部を譲り受け事業者の地位を承継した場合

(1) 「届出書記載事項変更届」(計量法施行規則「様式第3」)

- 各記載例参照
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：2部
- 1部は返却用に使用します

(2) 「事業譲渡証明書」(計量法施行規則「様式第4」)

- 各記載例参照
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：1部

(3) 「履歴事項全部証明書」の原本(法人の場合)又は「住民票」の原本(個人の場合)

- 3ヶ月以内のもの
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：1部

## 2 事業者の地位を2人以上の相続人で承継した場合

(1) 「届出書記載事項変更届」(計量法施行規則「様式第3」)

- 各記載例参照
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：2部
- 1部は返却用に使用します

(2) 「事業承継同意証明書」(計量法施行規則「様式第5」)

- 各記載例参照
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：1部

(3) 「戸籍謄本」の原本

- 相続人の代表者1人のもの
- 3ヶ月以内のもの
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：1部

### 3 事業者の地位を1人の相続人が承継した場合

#### (1)「届出書記載事項変更届」(計量法施行規則「様式第3」)

- 各記載例参照
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：2部
- 1部は返却用に使用します

#### (2)「相続証明書」(計量法施行規則「様式第6」)

- 各記載例参照
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：1部

#### (3)「戸籍謄本」の原本

- 相続人のもの
- 3ヶ月以内のもの
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：1部

### 4 他社を吸収合併して法人が存続した場合

#### (1)「届出書記載事項変更届」(計量法施行規則「様式第3」)

- 各記載例参照
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：2部
- 1部は返却用に使用します

#### (2)「履歴事項全部証明書」の原本

- 合併後のもの
- 3ヶ月以内のもの
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：1部

### 5 合併して新たな法人を設立した場合

#### (1)「届出書記載事項変更届」(計量法施行規則「様式第3」)

- 各記載例参照
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：2部
- 1部は返却用に使用します

#### (2)「履歴事項全部証明書」の原本

- 合併後のもの
- 3ヶ月以内のもの
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：1部

### 6 分割によって製造、修理又は販売事業の地位を承継した法人の場合

#### (1)「届出書記載事項変更届」(計量法施行規則「様式第3」)

- 各記載例参照
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：2部
- 1部は返却用に使用します

(2)「**事業承継証明書**」(計量法施行規則「様式第6の2」)

- 各記載例参照
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：1部

(3)「**履歴事項全部証明書**」の原本

- 3ヶ月以内のもの
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：1部

※なお、届出者の住所を記載した「**返信用封筒**」及び「**所要額の郵便切手**」も提出(同封)してください。これは、届出書記載事項変更届1部を届出者に返送する際に使用するものです。